

# No. 6

令和3年9月

戸田市議会定例会議案

埼玉県戸田市

# 目 次

- 認定第 1 号 令和 2 年度戸田市一般会計歳入歳出決算認定について……別冊 No. 1-1
- 認定第 2 号 令和 2 年度戸田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算  
認定について……別冊 No. 1-2
- 認定第 3 号 令和 2 年度戸田市市民医療センター特別会計歳入歳出  
決算認定について……別冊 No. 1-2
- 認定第 4 号 令和 2 年度戸田市交通災害共済事業特別会計歳入歳出  
決算認定について……別冊 No. 1-2
- 認定第 5 号 令和 2 年度戸田市海外留学奨学事業特別会計歳入歳出  
決算認定について……別冊 No. 1-2
- 認定第 6 号 令和 2 年度戸田市火災共済事業特別会計歳入歳出決算  
認定について……別冊 No. 1-2
- 認定第 7 号 令和 2 年度戸田市新曽第一土地区画整理事業特別会計  
歳入歳出決算認定について……別冊 No. 1-2
- 認定第 8 号 令和 2 年度戸田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定に  
ついて……別冊 No. 1-2
- 認定第 9 号 令和 2 年度戸田市新曽第二土地区画整理事業特別会計  
歳入歳出決算認定について……別冊 No. 1-2
- 認定第 10 号 令和 2 年度戸田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算  
認定について……別冊 No. 1-2
- 認定第 11 号 令和 2 年度戸田市在宅介護支援事業特別会計歳入歳出  
決算認定について……別冊 No. 1-2
- 認定第 12 号 令和 2 年度戸田市水道事業会計決算認定について…… 別冊 No. 2
- 認定第 13 号 令和 2 年度戸田市下水道事業会計決算認定について…… 別冊 No. 2

報告第12号	令和2年度決算における健全化判断比率の報告について……………	1頁
報告第13号	令和2年度戸田市水道事業会計決算における資金不足 比率の報告について……………	2頁
報告第14号	令和2年度戸田市下水道事業会計決算における資金不足 比率の報告について……………	3頁
報告第15号	令和2年度戸田市一般会計継続費精算報告書の報告に ついて……………	4頁
議案第59号	戸田競艇企業団規約の変更について……………	5頁
議案第60号	蕨戸田衛生センター組合の規約変更について……………	7頁
議案第61号	戸田市個人情報保護条例及び戸田市行政手続における 特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に 関する条例の一部を改正する条例……………	9頁
議案第62号	戸田市手数料条例の一部を改正する条例……………	10頁
議案第63号	戸田市役所支所設置条例及び戸田市水道事業及び下水道 事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例……………	11頁
議案第64号	戸田市いじめ問題調査委員会条例の一部を改正する条例……………	12頁
議案第65号	戸田市保養所条例を廃止する条例……………	14頁
議案第66号	戸田第一小学校改築等工事（Ⅰ・Ⅱ期）請負契約に ついて……………	15頁
議案第67号	新曽小学校教室棟（含給食調理場）増築等工事請負契約 について……………	18頁
議案第68号	戸田東小学校・戸田東中学校改築等工事（Ⅲ期）中学校 グラウンド整備等工事請負契約について……………	21頁

議案第 69 号	新曽第一地区 3 号調整池築造工事請負変更契約について……………	24 頁
議案第 70 号	新曽第一地区 3 号調整池汚泥処分工事請負契約について……………	25 頁
議案第 71 号	令和 2 年度戸田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分 について……………	27 頁
議案第 72 号	令和 2 年度戸田市下水道事業会計未処分利益剰余金の 処分について……………	28 頁
議案第 73 号	令和 3 年度戸田市一般会計補正予算（第 6 号）……………	別冊 No. 8
議案第 74 号	令和 3 年度戸田市新曽第一土地区画整理事業特別会計 補正予算（第 1 号）……………	別冊 No. 8
議案第 75 号	令和 3 年度戸田市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）……………	別冊 No. 8
議案第 76 号	令和 3 年度戸田市新曽第二土地区画整理事業特別会計 補正予算（第 1 号）……………	別冊 No. 8

報告第12号

令和2年度決算における健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和2年度決算における健全化判断比率を別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— ( 11.75 )	— ( 16.75 )	7.1 ( 25.0 )	32.0 ( 350.0 )

備考 括弧書は早期健全化基準を示す。

令和3年8月24日提出

戸田市長 菅原文仁

報告第13号

令和2年度戸田市水道事業会計決算における資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和2年度戸田市水道事業会計決算における資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

（単位：％）

資金不足比率
—
（ 20.0 ）

備考 括弧書は経営健全化基準を示す。

令和3年8月24日提出

戸田市長 菅原文仁

報告第14号

令和2年度戸田市下水道事業会計決算における資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和2年度戸田市下水道事業会計決算における資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

（単位：％）

資金不足比率
—
（ 20.0 ）

備考 括弧書は経営健全化基準を示す。

令和3年8月24日提出

戸田市長 菅原文仁

令和2年度戸田市一般会計継続費精算報告書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和2年度戸田市一般会計継続費精算報告書

(単位：円)

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				実 績				比 較						
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳			支出済額	左 の 財 源 内 訳			年割額と 支出済額の 差	左 の 財 源 内 訳					
					特 定 財 源				特 定 財 源				特 定 財 源					
					国 県 支出金	地方債	その他		国 県 支出金	地方債	その他		国 県 支出金	地方債	その他			
2 総務費	1 総務管理費	戸田市文化会館改修事業	R1	17,960,000	0	0	0	17,960,000	17,960,000	0	0	0	17,960,000	0	0	0	0	
			R2	2,002,432,000	7,095,000	1,339,100,000	440,000,000	216,237,000	2,002,432,000	6,061,000	1,339,100,000	440,000,000	217,271,000	0	1,034,000	0	0	△ 1,034,000
			計	2,020,392,000	7,095,000	1,339,100,000	440,000,000	234,197,000	2,020,392,000	6,061,000	1,339,100,000	440,000,000	235,231,000	0	1,034,000	0	0	△ 1,034,000
3 民生費	2 児童福祉費	喜沢南保育園改築事業	H30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			R1	444,861,000	0	338,300,000	80,000,000	26,561,000	444,861,000	0	338,300,000	80,000,000	26,561,000	0	0	0	0	0
			R2	137,732,000	0	105,000,000	0	32,732,000	137,730,880	0	105,000,000	0	32,730,880	1,120	0	0	0	1,120
			計	582,593,000	0	443,300,000	80,000,000	59,293,000	582,591,880	0	443,300,000	80,000,000	59,291,880	1,120	0	0	0	1,120
10 教育費	2 小学校費	戸田東小学校・戸田東中学校改築等工事(小学校分I・II期)	H30	89,208,000	19,766,000	57,900,000	0	11,542,000	89,208,000	8,344,000	44,900,000	0	35,964,000	0	11,422,000	13,000,000	0	△ 24,422,000
			R1	927,303,000	220,545,000	559,600,000	120,000,000	27,158,000	927,302,094	145,711,000	559,600,000	120,000,000	101,991,094	906	74,834,000	0	0	△ 74,833,094
			R2	2,384,347,000	479,687,000	1,537,600,000	365,000,000	2,060,000	2,384,346,803	656,362,000	1,464,300,000	263,500,000	184,803	197	△ 176,675,000	73,300,000	101,500,000	1,875,197
			計	3,400,858,000	719,998,000	2,155,100,000	485,000,000	40,760,000	3,400,856,897	810,417,000	2,068,800,000	383,500,000	138,139,897	1,103	△ 90,419,000	86,300,000	101,500,000	△ 97,379,897
	3 中学校費	戸田東小学校・戸田東中学校改築等工事(中学校分I・II期)	H30	61,992,000	0	46,400,000	0	15,592,000	61,992,000	0	46,400,000	0	15,592,000	0	0	0	0	0
			R1	644,397,000	86,081,000	431,700,000	110,000,000	16,616,000	644,396,371	64,204,000	431,700,000	110,000,000	38,492,371	629	21,877,000	0	0	△ 21,876,371
			R2	1,656,919,000	205,891,000	1,146,400,000	300,000,000	4,628,000	1,656,918,965	284,154,000	1,101,100,000	265,000,000	6,664,965	35	△ 78,263,000	45,300,000	35,000,000	△ 2,036,965
計	2,363,308,000	291,972,000	1,624,500,000	410,000,000	36,836,000	2,363,307,336	348,358,000	1,579,200,000	375,000,000	60,749,336	664	△ 56,386,000	45,300,000	35,000,000	△ 23,913,336			



議案第59号

戸田競艇企業団規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、戸田競艇企業団規約を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和3年8月24日提出

戸田市長 菅原文仁

## 別紙

### 戸田競艇企業団規約の一部を変更する規約

戸田競艇企業団規約（昭和29年指令地収第705号）の一部を次のように変更する。

題名を次のように改める。

### 戸田ボートレース企業団規約

第1条中「戸田競艇企業団」を「戸田ボートレース企業団」に改める。

第12条第1項中「2人」を「3人」に、同条第2項中「学識経験」を「識見」に、同条第3項中「2年」を「4年」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この規約は、令和4年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この規約の施行の際、現に戸田競艇企業団の議会の議員、職員又は監査委員で別に辞令を発せられない者は、この規約の施行日において、引き続き戸田ボートレース企業団の議会の議員、職員又は監査委員に在任するものとする。

議案第60号

蕨戸田衛生センター組合の規約変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項の規定により、蕨戸田衛生センター組合規約を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和3年8月24日提出

戸田市長 菅原文仁

別紙

蕨戸田衛生センター組合規約の一部を変更する規約

蕨戸田衛生センター組合規約（昭和34年指令地収第674号）の一部を次のように変更する。

第4条中「埼玉県戸田市大字美女木978番地」を「埼玉県戸田市美女木北1丁目8番地の1」に改める。

附 則

この規約は、令和3年11月1日から施行する。

議案第61号

戸田市個人情報保護条例及び戸田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

(戸田市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 戸田市個人情報保護条例(平成11年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第23条第4項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

(戸田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第2条 戸田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第31号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年8月24日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第62号

戸田市手数料条例の一部を改正する条例

戸田市手数料条例(昭和41年条例第31号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第5号中「別表第26項から第28項まで」を「別表第25項から第27項まで」に改める。

別表中第13項を削り、第14項を第13項とし、第15項から第46項までを1項ずつ繰り上げ、同表(注)第1項中「第15項」を「第14項」に改め、同表(注)第2項中「第23項」を「第22項」に改め、同表(注)第3項中「第25項」を「第24項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年8月24日提出

戸田市長 菅 原文 仁

議案第63号

戸田市役所支所設置条例及び戸田市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(戸田市役所支所設置条例の一部改正)

第1条 戸田市役所支所設置条例(昭和32年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第4条中「美女木東2丁目」の次に「、美女木北1丁目、美女木北2丁目、美女木北3丁目」を加え、「、大字曲本」を「及び大字曲本」に改める。

第5条中「前条各号」を「この条例」に改める。

(戸田市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 戸田市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第46号)の一部を次のように改正する。

別表中「美女木東2丁目」の次に「、美女木北1丁目、美女木北2丁目、美女木北3丁目」を加え、「、大字曲本」を「及び大字曲本」に改める。

附 則

この条例は、令和3年11月1日から施行する。

令和3年8月24日提出

戸田市長 菅原文仁

## 議案第64号

### 戸田市いじめ問題調査委員会条例の一部を改正する条例

戸田市いじめ問題調査委員会条例（平成26年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「5人以内」を「15人以内」に改める。

第4条第1項中「2年」を「2年以内」に改める。

第9条を第11条とし、第8条を第10条とし、第7条を第9条とし、第6条の2第1項中「前条第1項」を「第6条第1項及び前条第4項」に改め、「委員長」の次に「又は部会長」を加え、同条第2項中「前条第2項」を「第6条第2項及び前条第5項」に、「同条第3項」を「第6条第3項及び前条第6項」に、「同条第4項」を「第6条第4項」に改め、「聴き、」の次に「とあり、及び前条第7項中「部会の会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、」」を加え、同条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（部会）

第7条 調査委員会は、委員のうちから、委員長が指名する者5人以内をもって構成する部会で、第2条に規定する事項を審議することができる。

2 部会に部会長及び副部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

5 部会の会議は、当該部会に属する委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

6 部会の会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、部会長が決するものとする。

7 部会長が特に必要と認めるときは、当該部会に属する委員以外の者に対し部会の会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

8 調査委員会は、その議決により、部会の議決をもって調査委員会の議決とすることができる。

9 前条第5項の規定は、部会の会議について準用する。

附 則



(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(戸田市特別職の職員で非常勤の者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 戸田市特別職の職員で非常勤の者等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1の53の項を次のように改める。

53	いじめ問題調査委員会	委員長及び部会長	日額	20,000
		副委員長及び副部会長		15,500
		委員		15,000

令和3年8月24日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第65号

戸田市保養所条例を廃止する条例

戸田市保養所条例（昭和44年条例第15号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和3年8月24日提出

戸田市長 菅 原文 仁

議案第66号

戸田第一小学校改築等工事（Ⅰ・Ⅱ期）請負契約について

戸田第一小学校改築等工事（Ⅰ・Ⅱ期）請負契約をするについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第9号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 工 事 名 戸田第一小学校改築等工事（Ⅰ・Ⅱ期）
- 2 場 所 戸田市上戸田三丁目7番1外
- 3 工事内容 戸田第一小学校の改築等に伴う工事
- 4 金 額 金3,422,100,000円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金311,100,000円)
- 5 工 期 本契約締結日の翌日から  
令和6年3月22日まで
- 6 契 約 者 川口市本町四丁目11番6号  
川口土木建築工業株式会社  
代表取締役 古 川 元 一

令和3年8月24日提出

戸田市長 菅 原文 仁

議案第66号参考

戸田第一小学校改築等工事（Ⅰ・Ⅱ期）工事概要  
工事概要

1 戸田第一小学校の改築等に伴う工事

- (1) Ⅰ期工事（西校舎、北校舎、管理教室棟（西部分）、外構等解体）
- ① 建築工事 アスベスト含有外壁仕上げ塗材の除去、解体
  - ② 電気設備工事 解体、仮設切り回し
  - ③ 機械設備工事 解体、仮設切り回し
- (2) Ⅱ期工事（解体、校舎新築、給食棟改修、外構）
- 《解体工事》（管理教室棟（東部分）、外構等解体）
- ① 建築工事 アスベスト含有外壁仕上げ塗材の除去、解体
  - ② 電気設備工事 解体、仮設切り回し
  - ③ 機械設備工事 解体、仮設切り回し
- 《校舎等新築工事》（校舎棟は東西棟に分けて新築）
- ① 建築工事 校舎新築（地上5階 延面積 11,245.07 m<sup>2</sup>）  
ゴミ庫・油庫新築（地上1階 延面積 12.51 m<sup>2</sup>）  
駐輪場新築（地上1階 延面積 48.27 m<sup>2</sup>）  
校舎周辺外構
  - ② 電気設備工事 受変電設備、非常発電設備、動力設備、電灯設備、  
弱電設備、仮設切り回し
  - ③ 機械設備工事 空気調和設備、換気設備、給排水衛生設備、ろ過  
設備、ガス給湯設備、厨房機器設備、仮設切り  
回し
  - ④ 昇降機設備工事 昇降機設備
- 《給食棟改修工事》
- ① 建築工事 内装改修、厨房機器改修、外壁改修、屋上防水等
  - ② 電気設備工事 上記建築工事に伴う電気設備工事
  - ③ 機械設備工事 上記建築工事に伴う機械設備工事

入 札 結 果

(消費税及び地方消費税の額含まず。単位円)

業 者 名	回 数	第 1 回	摘 要
川口土木建築工業 (株)		3,111,000,000	落札
斎藤工業 (株)		3,117,000,000	
フジタ・市ヶ谷特定建設工事共同企業体		3,327,000,000	
松井建設 (株) 関東営業所		辞退	

(消費税及び地方消費税の額含まず。単位円)

設 計 額	3,902,000,000
予 定 価 格	3,902,000,000
調 査 基 準 価 格	3,589,840,000

議案第67号

新曾小学校教室棟（含給食調理場）増築等工事請負契約について  
新曾小学校教室棟（含給食調理場）増築等工事請負契約をするについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第9号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 工 事 名 新曾小学校教室棟（含給食調理場）増築等工事
- 2 場 所 戸田市新曾南二丁目4799外
- 3 工事内容 新曾小学校教室棟の増築等に伴う工事
- 4 金 額 金3,065,700,000円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金278,700,000円)
- 5 工 期 本契約締結日の翌日から  
令和7年1月31日まで
- 6 契 約 者 さいたま市浦和区東高砂町5番地8  
松井建設株式会社 関東営業所  
所長 草 嶋 敏 雄

令和3年8月24日提出

戸田市長 菅 原文 仁

議案第67号参考

新曽小学校教室棟（含給食調理場）増築等工事概要  
工事概要

1 新曽小学校教室棟の増築等に伴う工事

(1) I期工事（給食調理場、I期校舎、外構）

- ① 建築工事 給食調理場新築(地上1階 S造 延面積632.77㎡)、  
I期校舎新築(地上3階 RC造 延面積2,347.85㎡)、  
給食調理員駐輪場新築(17.81㎡)、既存管理教室棟  
改修
- ② 電気設備工事 受変電設備、非常発電設備、動力設備、電灯設備、  
弱電設備、切り回し仮設
- ③ 機械設備工事 空気調和設備、換気設備、給排水衛生設備、消火  
設備、ガス設備、厨房機器設備、切り回し仮設
- ④ 既存教室棟先行  
解体工事

(2) 既存教室棟解体工事

- ① 建築工事 アスベスト含有外壁仕上げ塗材の除去、解体、仮設  
渡り廊下
- ② 電気設備工事 解体、切り回し仮設
- ③ 機械設備工事 解体、切り回し仮設

(3) II期工事（II期校舎、付属棟、渡り廊下1、2、外構）

- ① 建築工事 II期校舎新築(地上3階 RC造 延面積2,709.36㎡)  
付属棟新築(地上1階 RC造 延面積117.00㎡)  
渡り廊下1新築(地上3階 S造 延面積254.54㎡)  
渡り廊下2新築(地上1階 S造 延面積39.84㎡)  
職員・来客用駐輪場1新築(12.01㎡)  
職員・来客用駐輪場2新築(9.41㎡)  
仮設渡り廊下
- ② 電気設備工事 受変電設備、非常発電設備、動力設備、電灯設備、  
弱電設備、切り回し仮設
- ③ 機械設備工事 空気調和設備、換気設備、給排水衛生設備、消火設  
備、ガス設備、厨房機器設備、切り回し仮設

入 札 結 果

(消費税及び地方消費税の額含まず。単位円)

業 者 名	回 数	第 1 回	摘 要
松 井 建 設 (株) 関 東 営 業 所		2,787,000,000	落 札
古 郡 建 設 (株)		2,949,900,000	
(株) 島 村 工 業 上 尾 支 店		3,030,000,000	
(株) ナカノフドー建設 北 関 東 支 店		3,052,000,000	
川口土木建築工業 (株)		辞 退	

(消費税及び地方消費税の額含まず。単位円)

設 計 額	3,055,000,000
予 定 価 格	3,055,000,000
調 査 基 準 価 格	2,810,600,000



議案第68号

戸田東小学校・戸田東中学校改築等工事（Ⅲ期）中学校グラウンド整備等工事請負契約について

戸田東小学校・戸田東中学校改築等工事（Ⅲ期）中学校グラウンド整備等工事請負契約をするについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第9号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 工 事 名 戸田東小学校・戸田東中学校改築等工事（Ⅲ期）中学校グラウンド整備等工事
- 2 場 所 戸田市下戸田一丁目11番15外
- 3 工事内容 戸田東中学校グラウンドの整備等に伴う工事
- 4 金 額 金181,940,000円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金16,540,000円)
- 5 工 期 本契約締結日の翌日から  
令和4年6月30日まで
- 6 契 約 者 さいたま市桜区大字神田3番地7  
開道建設業協同組合  
代表理事 杉 本 正 輝

令和3年8月24日提出

戸田市長 菅 原文 仁

議案第68号参考

戸田東小学校・戸田東中学校改築等工事（Ⅲ期）中学校グラウンド整備  
等工事概要

工事概要

1 戸田東中学校グラウンドの整備等に伴う工事

(1) 戸田東小学校・戸田東中学校改築等工事（Ⅲ期）中学校グラウンド整備  
等工事

- ① 中学校グラウンド及び囲障整備工事
- ② 中学校グラウンド外構整備工事
- ③ 中学校グラウンド散水設備工事
- ④ 中学校用具庫棟新築工事
- ⑤ 新校舎北側駐輪場整備工事
- ⑥ 武道場電気設備系統切回し工事
- ⑦ 受水槽撤去工事

入 札 結 果

(消費税及び地方消費税の額含まず。単位円)

業 者 名	回 数	第 1 回	摘 要
開道建設業協同組合		165,400,000	落札
三ツ和総合建設業協同組合		辞退	
(株)ジンワ		辞退	

(消費税及び地方消費税の額含まず。単位円)

設 計 額	186,900,000
予 定 価 格	186,900,000
調 査 基 準 価 格	170,720,000

議案第69号

新曽第一地区3号調整池築造工事請負変更契約について

新曽第一地区3号調整池築造工事請負変更契約をするについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第9号)第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 工 事 名 新曽第一地区3号調整池築造工事
- 2 場 所 戸田市大字新曽字芦原2509番1外
- 3 工事内容 新曽第一地区3号調整池の築造に伴う工事
- 4 金 額 変更前 金962,379,000円  
変更後 金982,061,300円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金89,278,300円)
- 5 工 期 変更前 令和4年3月31日まで  
変更後 令和5年3月31日まで
- 6 契 約 者 さいたま市浦和区高砂二丁目4番3号  
株式会社鴻池組 さいたま営業所  
所長 小 田 剛 史

令和3年8月24日提出

戸田市長 菅 原文 仁

議案第70号

新曽第一地区3号調整池汚泥処分工事請負契約について

新曽第一地区3号調整池汚泥処分工事請負契約をするについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第9号)第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 工 事 名 新曽第一地区3号調整池汚泥処分工事
- 2 場 所 戸田市大字新曽字芦原2509番1外
- 3 工事内容 新曽第一地区3号調整池の汚泥処分に伴う工事
- 4 金 額 金841,500,000円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金76,500,000円)
- 5 工 期 本契約締結日の翌日から  
令和4年3月31日まで
- 6 契約者 さいたま市浦和区高砂二丁目4番3号  
株式会社鴻池組 さいたま営業所  
所長 小 田 剛 史
- 7 契約方法 随意契約  
令和3年8月24日提出

戸田市長 菅 原文 仁

議案第70号参考

新曽第一地区3号調整池汚泥処分工事概要  
工事概要

1 新曽第一地区3号調整池の汚泥処分に伴う工事

(1) 新曽第一地区3号調整池汚泥処分工事

- ① 残土処分工
- ② 現場内小運搬
- ③ 改良工

議案第71号

令和2年度戸田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和2年度戸田市水道事業会計未処分利益剰余金36,654,382円を、以下のとおり積み立てることについて議会の議決を求める。

令和2年度 戸田市水道事業剰余金処分計算書

(単位：円)

		資本金	資本 剰余金	未処分 利益剰余金
		自己資本金		
当年度末残高		10,613,378,752	601,240,133	36,654,382
議会の議決による処分額	建設改良積立金の積立	0	0	△ 36,654,382
処分後残高		10,613,378,752	601,240,133	(繰越利益剰余金) 0

令和3年8月24日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第72号

令和2年度戸田市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和2年度戸田市下水道事業会計未処分利益剰余金4,471,801円を、以下のとおり積み立てることについて議会の議決を求める。

令和2年度 戸田市下水道事業剰余金処分計算書

(単位：円)

		資本金	資本 剰余金	未処分 利益剰余金
		自己資本金		
当年度末残高		4,232,312,286	291,412,540	4,471,801
議会の議決による処分数額	減債積立金の積立	0	0	△ 4,471,801
処分後残高		4,232,312,286	291,412,540	(繰越利益剰余金) 0

令和3年8月24日提出

戸田市長 菅原文仁